非正規雇用教員の雇用を確固としたものにするために

加茂暁星高校非常勤講師解雇撤回裁判ニュース

第3号 2011年9月6日
発行：新潟県私立学校教職員組合連合
新潟市中央区弁天橋通1-13-13 私学会館内
☎025-286-7600 ✉sikyoren@wish.ocn.ne.jp

今回証人になる校長は、解雇事件を起こした前校長同様、公立高校を定年退職し三年前着任しました。ですから、非常勤講師を大量解雇した当時はもちろん知りません。また私立加茂暁星高校の教育に非常勤講師が果たしてきた役割も知ろうともしません。陳述書の中に「・・・ではないか」「・・だと思われる」という表現や、年度や数などの間違いも多くあります。さらに、専任教員の持ち時間を引き上げて非常勤講師を雇止めした年から現在まで、原告たちの仕事が見かけ上ないかのように繕っています。例えば、教員免許のない教員に臨時免許を取らせてまで授業を持たせたり、再雇用規定対象外の教員を、雇用を約束された教員のように装っています。どのような証言をするのか、皆様で是非見届けていただきたいと考えています。

9月28日(水) 午後2時～4時頃まで
高裁第3回口頭弁論
学園側証人尋問（現校長）
場所：第822号法廷
傍聴お願いいたします。

まじめに働いてきた非常勤講師を使い捨てさせない・・・そのために署名のご協力お願いします。

「話し合い」にならない団交での現校長

原告の私は、雇止めされた年は仕事がなかったのです。幸いにも翌年公立高校で仕事することができました。しかし「この採用は解雇した校長の紹介によるものだと公立の校長から聞いている」と学園側準備書面にも、現校長の陳述書に書いてありました。私は一緒に雇止めされた非常勤講師の方から、直接自分が紹介したと当時聞いていました。公立の校長にも電話で確認しましたが、私が聞いていたことに間違いがないことが分かりました。

4月の団交で現校長にどのようにして「聞いたか」、と追及したところ、「携帯電話で最近聞いた」「今はないが、携帯電話に履歴が残っている」と言い張り、次の団交では、「携帯電話を変えた」と答え、問い合わせ内容を伝え、聞き間違いではないかと問うても「私はそう聞いた」の一点張りでした。仕事を奪われ不安定な時を過ごしている私は、事実をねつ造した陳述書に怒りでいっぱいです。

非常勤講師不当解雇裁判とは

新潟県加茂市にある私立加茂暁星高校で、前校長（公立高校定年退職後の天下り）のもと、2007年3月末新学期直前になっていきなり専任教員の授業持ち時数の大幅増（労働強化）を一方的に強行しました。そのために、一度に十二名もの非常勤講師が大量に解雇されました。その中には二十五年間、十七年間の長期間、加茂暁星高校の教育を担ってきた先生もいました。この二人の先生は、教職員を大切にしない前校長ら学園の姿勢に対し、解雇撤回を求めるとともに、生徒も教職員も生き生きと輝く学校を取り戻すため、裁判に訴えました。昨年12月、新潟地裁は解雇権の濫用であるとして地位の確認（解雇撤回）を認めました。残念なことに、学園はこの当然の判決に異をとなえ控訴をしました。そのため裁判が続くこととなりました。